

議案第7号

つくばみらい市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

つくばみらい市敬老祝金支給条例（平成18年つくばみらい市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「30,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月5日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

特定の年齢の高齢者への祝金の支給から、より多くの市民が安心して生活を送れるよう、必要な高齢福祉事業に充当していくため、条例の一部を改正するものです。

## つくばみらい市敬老祝金支給条例(平成18年つくばみらい市条例第67号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(祝金の額及び支給期間)</p> <p>第3条 祝金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 100歳の者 <u>20,000円</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(祝金の額及び支給期間)</p> <p>第3条 祝金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 100歳の者 <u>30,000円</u></p> <p>2・3 (略)</p>